

令和9年1月新規加入用

日本郵政グループ労働組合の正社員組合員の皆さまへ



※「団体長期障害所得補償保険 (GLTD) パンフレット別冊」を必ずあわせてお読みください。
(この制度には「業務上の身体障害のみ補償特約」「業務上の身体障害対象外特約」「就業障害定義緩和(三大疾病)特約」「親介護一時金支払特約」「医療従事者等特約」はセットされておりません。)

休職時収入サポート-GLTD-

団体長期障害所得補償保険

病気やケガにより、長期にわたり働けなくなった場合、入院・自宅療養問わず、収入減を補う保険です。

働けなくなった時の
収入減をサポート！



団体割引による
30%OFF！※1



精神障害※2でも、
最長24か月補償！



妊娠・出産等によって被った
身体障害も補償の対象に！



※1 団体割引30% (前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って、割増引率が適用されます。)

※2 お支払対象となる精神障害の例：気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等
なお、薬物依存、アルコール依存等は補償の対象となりません。

JP労組の休職時収入サポート -GLTD- の特徴

- JP労組の正社員組合員専用の保険です。(個人で契約することはできません。)
- 日本郵政グループの65才定年延長にあわせて65才まで補償されます。
- 保険金額は、月額5万円と10万円の2つのタイプから選べます。
- 特約もセットされているので補償も充実しています。
- 団体割引30%が適用されています。
(前年度にご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。)

保険期間(1年間)

令和9年1月1日午後4時 ▶ 令和10年1月1日午後4時
(自動継続)

[加入資格] 日本郵政グループ労働組合に所属する正社員組合員
日本郵政グループ労働組合の役職員ご本人

[申込締切日] 令和8年11月30日(月)

[加入申込票提出先] 郵愛 GLTD サポートデスク

[保険料] 保険料は、令和9年1月1日時点の満年令

[保険料の払込み] ゆうちょ銀行の口座振替

令和9年3月24日(水)から毎月24日(24日が土日祝日の場合は、前営業日)

[中途加入] 保険期間の途中でもご加入いただけます。詳細は裏面の「中途加入について」をご覧ください。

〈自動継続の取扱いについて〉

●ご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次年度以降の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

ケガや病気による収入減少＋医療費等の支出増加を GLTDが長期的にサポートします

医療保険や生命保険は、入院時の医療費や死亡時に備える保険です。
働けなくなった時の収入減少には対応していません。

病気
ケガ
など

「働けない」リスクに備えます。

事故発生

仕事復帰



病気やケガで就業障害※となり、180日を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。
(免責期間180日)

保険金お支払額の例

保険金額(支払基礎所得額※)10万円(Bタイプ)、免責期間※180日、てん補期間※65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで

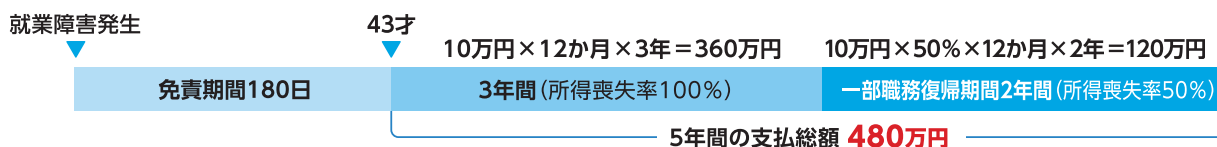
ケース1 65才まで就業障害※が続いた場合

43才になる180日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が65才まで続いた。



ケース2 リハビリ後、職務復帰する場合

43才になる180日前に脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が3年間続いた。その後、職務復帰したものの2年間は正常勤務できず、1か月あたりの所得額が50%減少した(所得喪失率※が50%であった)が、それ以降は正常勤務し所得額が100%に回復した。



働けなくなったときの5つの安心

① 長期にわたる就業障害※を補償!!

公的保険や従来の所得補償保険では補えない、長期の就業障害を補償します。

② いつでも・どこでも補償!!

病気やケガの発生原因が、就業中でもプライベートでも24時間、国内外問わず補償します。

③ 自宅療養中も補償!!

入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金支払いの対象となります。

④ 職場復帰後も継続補償!!

免責期間※終了後、職場復帰するも就業障害が残り、所得喪失率※が20%を超える場合、所得※の喪失割合に応じて補償が継続されます。

⑤ 特約もセットされているので補償も充実!!

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害※による就業障害も補償。

精神障害補償特約

一定の精神障害(注)についても補償。なお、この特約による保険金のお支払いは、免責期間終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。

(注)お支払対象となる精神障害の例

統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など

妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)

妊娠・出産・早産・流産によって被った身体障害による就業障害も補償。

新規加入プランの保険金額と月払保険料

保険金額(支払基礎所得額※)が5万円(Aタイプ)と10万円(Bタイプ)の2つのタイプの中からご希望のセットをお選びください。ただし、年収300万円未満の方はAタイプ(保険金額5万円)のみのご加入となります。(かつ、平均月間所得額※の50%以内となるよう、お申込みください。)なお、保険金請求時には源泉徴収票等所得額の確認書類をご提出いただきます。

[条件] 補償期間(てん補期間※): 65才に達する誕生日前日の属する事業年度末日まで(ただし、免責期間※の終了日の翌日から起算したてん補期間終了日までの期間が3年に満たない場合は3年間)、免責期間: 180日(免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定書で定めています。)
精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月とします。

新規加入プラン(65才まで補償プラン)

<Aタイプ>

保険金額(支払基礎所得額) **5万円** 限度口数: 1口

年 令	男性(3Aセット)	女性(4Aセット)
15~24才	330円	236円
25~29才	350円	321円
30~34才	425円	439円
35~39才	537円	625円
40~44才	772円	931円
45~49才	1,094円	1,314円
50~54才	1,526円	1,750円
55~59才	1,767円	1,814円
60~64才	1,610円	1,482円

<Bタイプ> *年収300万円以上の方のみのご加入となります。

保険金額(支払基礎所得額) **10万円** 限度口数: 1口

年 令	男性(3Bセット)	女性(4Bセット)
15~24才	659円	472円
25~29才	700円	643円
30~34才	851円	879円
35~39才	1,074円	1,251円
40~44才	1,544円	1,863円
45~49才	2,187円	2,629円
50~54才	3,052円	3,500円
55~59才	3,534円	3,628円
60~64才	3,221円	2,964円

● 年令は保険始期日時点の満年令とします。

● 前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

● ご加入には健康に関する告知が必要です。告知によっては、ご加入いただけない場合があります。

● お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害※である期間1か月について、協定事項明細書(協定書)に定める最高保険金支払月額※(10万円)を限度とします。

条項名・特約名	保険金の種類	募集プラン名
補償条項、基本条項	団体長期障害所得補償保険金	全タイプ
天災危険補償特約	団体長期障害所得補償保険金	
精神障害補償特約		
妊娠に伴う身体障害補償特約		4A・4Bセット

休職時収入サポート-GLTD- よくあるご質問と回答

Q1 この保険に加入したいのですが、健康に関する告知は必要ですか？

はい。現在の健康に関する告知をいただいております。
現在の健康状況等によってはお引受けを見合わせていただく場合があります。

Q2 現在、精神障害(統合失調症・うつ病・パニック障害・睡眠障害など)を患っていますが、この保険に加入できますか？

「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。

Q3 現在疾病を患っており休職中ですが、この保険に加入したら、その疾病に対してすぐに保険金が支払われるのですか？

「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「はい」となる場合は、お引受けを見合わせさせていただきます。
またご加入をお引受けした場合でも、ご加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害^{*}になった場合で、就業障害の原因となった身体障害^{*}について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常

は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いしません。このお取扱い、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

Q4 現在、妊娠している場合、この保険に加入できますか？

「健康状況告知書質問事項回答欄」への回答が「いいえ」となる場合は、ご加入いただけません。

Q5 退職しても保険金は支払われますか？

退職しても保険期間中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金を支払います。

Q6 免責180日間とは何ですか？

この期間の就業障害は保険金支払いの対象となりません。起算日は就業障害が開始した日です。

免責期間^{*}が終了し、その翌日より^{*}補期間^{*}が開始します。

Q7 支払った保険料は保険料控除の対象になりますか？

はい、生命保険料控除(所得税・住民税)の対象となります。
(2026年7月現在) 毎年10月頃にその年にお支払いいただきました保険料の控除証明書をご自宅宛てに送付いたします。

ホームページは
こちら



<http://www.jprouso.or.jp/welfare/yuuai/08.html>

中途加入について

[募 集 期 間] 令和9年1月1日から令和9年8月31日

[補 償 開 始 日] 毎月1日付け加入です。11月・12月の中途加入はありません。

[保 険 料] 令和9年1月1日時点の満年令

[保険料の払込み] ゆうちょ銀行の口座振替

補償開始月の翌々月24日(24日が土日祝日の場合は、前営業日)

[申 込 方 法] 「郵愛 GLTD サポートデスク」までお電話ください。

電話 0120-938-752(平日 10:00 ~ 16:00)

- この保険は日本郵政グループ労働組合が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は日本郵政グループ(日本郵政株式会社とそのグループ会社)の正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役職員の方に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本郵政グループ(日本郵政株式会社とそのグループ会社)の正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役職員の方で、保険期間の開始時点で満15才以上満64才以下かつ健康に関する告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。

※健康保険の対象とならない方など一部ご加入いただけない場合があります。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

お問
合わせ先

郵愛 GLTD サポートデスク

0120-938-752 (平日 10:00~16:00)

「郵愛GLTDサポートデスク」は、株式会社郵愛と業務提携し共同募集を行う株式会社アドバンテッジリスクマネジメントが、保険のご案内、手続きを行っております。

[代理店・扱者] 株式会社郵愛(幹事)
〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

(事務代行・非幹事代理店)
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント
東京都目黒区上目黒 2-1-1 中目黒 GT タワー 9 階

[引受保険会社] 三井住友海上火災保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。